

公有施設の有効活用に向けた課題

平成19年9月4日

島根県雲南市

1. 雲南市の公有施設に関わる課題

1-1 公有施設の整備の現状

- 民間活動が脆弱なため、行政が市民のサービスの多くを担っている。
- そのため、福祉サービスや地域振興のための施設を数多く整備。
- 整備にあたっては、自主財源が乏しいことから補助事業、起債制度を活用。
- 地方交付税圧縮基調と施設維持管理経費の想定の不マッチ。

1-2 市町村合併と公有施設

- 合併により類似施設が市内に複数存在。
(例：6町村合併のため、「体育館・野球場・文化ホール等」×6地域)
- 地方交付税の一本算定に向け、施設の整理が必要。
 - ・公有施設の他目的への転換・閉鎖・売却 etc の検討が必要。
- 合併前、構成自治体は独自の施策を推進。合併後、施設の条件等は公平な扱いが必要。
(例：介護サービスについて、旧町村ごとに「公設公営」「公設民営」「民設民営」「補助金の支出による支援」等の相違があり、条件の統一が必要。)

1-3 少子化の進行と公有施設

○人口減少に加え少子化が進行し、学校・幼稚園・保育園の統廃合による廃校化や空教室の拡大。

(H20年度に5校廃校)

2. 行財政改革の必要性

○地方交付税の大幅な削減。

○市町村合併により町・村から市へ。

・類団比較で見ると1.7倍の物件費、3倍の公債費。

○雲南市では、「公の施設改革推進方針」を策定。

・管理運営の効率化・統廃合・他目的への転用・地縁団体への移譲。

・指定管理者制度の導入。(282施設のうち、113施設に導入。)

○自治体財政健全化法の適用団体回避のため、起債残高の圧縮が必要。

・圧縮するためには、財源の確保が必要。歳出削減だけでは、限界。

3. 公有施設活用の考え方

- 数多くの公有施設は、地域資源。市民生活の実態に合せ他目的への転用による活用や、合せて民間譲渡等による財政改革をすすめるために活用すべきストック。
- 民間や地縁団体等でサービスが可能な場合は、それぞれの主体的な活動を保障できるよう公有施設を譲渡するなど公有施設の有効活用を推進。

4. 公有施設の有効活用に向けた検討

4-1 学校施設の使用目的変更(例)

- 廃校もしくは、空き教室の利用促進。

(例：放課後子供活動や農産加工場、地域組織の事務室などへの施設の複合化。)

4-2 集会施設の地縁団体への無償譲渡(例)

- 地域コミュニティ単位で活用されている集会施設を地縁団体へ譲渡。
 - ・地域の財産として、地域住民による一層の自主的な運営を期待。

4-3 福祉施設の売却(例)

- 同一事業における民間事業者と市が支援する事業体との公平性が課題。
- サービスを含め、施設（土地・建物）の譲渡を希望する事業者を公募し売却。
- 民間事業者による効率的なサービスの提供。

4-4 公営住宅の売却(例)

- 家賃設定が自由な住宅については、民間事業者へ売却も検討。
- 民間事業者による用地の高度利用も期待。

5. 規制による課題

- 施設建設には補助金と地方債（過疎債等）を財源としているため、
 - ・有償譲渡や目的変更の場合、補助金の返還が必要。

（ただし、社会福祉施設の同一事業継続を前提とした社会福祉法人への無償譲渡の場合は返還不要。）

(ただし、学校施設は、限定された施設について、国庫補助事業完了後10年を超える期間が経過した場合の施設は、返還不要。)

・所有権の移転により起債の繰上償還が必要。起債償還のための地方交付税措置は打切り。

○このため、施設譲渡で得られる資金は限られ、起債圧縮等への寄与は小さい。

6. 改革への視点

○現存する施設は、「資産」、「資源」として、捉えなおす。

○遊休化施設による国民的コスト負担の継続を、「早期損切り」により打ち切る必要あり。

○施設の設置目的が、「広義の住民福祉の向上」という点で共通し継続しているならば、補助目的をより広義に捉えていくことが補助金制度改革の方向性にも合致。

○補助制度や会計制度の制度的規制が、自治体の政策を規定しているのは本末転倒。政策実施に必要な資金調達については、自治体の裁量。

○規制を緩和し、施設の「リデュース」「リユース」「リサイクル」をすすめるべき。

7. 検討すべき事項

- 所有権の移転、使用目的変更等に伴う国庫補助金の納付については、省庁ごとに個別の協議が必要。
- 地方交付税についても、基本的には一件ごとの内容により判断。
- したがって、市町村合併・財政健全化・財政力指数等の一定の条件のもと、現行規制の緩和の上、統一した措置が必要。

公有財産の処分に伴う国庫補助及び地方交付税を措置する起債についての検討

要件 1

市町村合併による公有施設の整理

要件 2

財政再建法の推進に向けた起債残高の圧縮

特別措置の検討

●国庫補助事業の取扱い

事業完了後 5 年程度を越える期間を経過した施設については、無償・有償に限らず納付金不要で譲渡・転用を可能とする。

●起債の償還に関わる地方交付税の取扱い

起債の繰上償還時に、将来措置される範囲内で、1/2 程度の交付税措置を行なう。(国にとっても将来負担の軽減。)